第

2410

뭉

REÂDAS U-ダアスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2003年)平成15年 10月 30日 木曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△少額減価償却資産の取得価額と消費税等

②:当社は、この度、税込価格100,800円のファクシミリを1台購入しました。税抜価格は96,000円ですから、少額減価償却資産として、全額を損金経理しても問題ないでしょうか?なお、当社は消費税等について税込経理処理方式を適用しています。

A:税込経理処理方式を採用している場合のファクシミリの取得価額は100,800円となり、10万円以上となりますので、少額減価償却資産には該当せず、全額損金算入することは認められません。

【解説】

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の 規定を適用する場合の取得価額が10万円未満 であるかどうかは、法人が適用している消費 税等の経理処理方式に応じて算定した取得価 額により判定します。

したがって、貴社の場合は税込経理処理方式を適用していますので、取得価額は100,800円となり、少額減価償却資産の損金算入の規定は適用できません。

仮に、税抜経理処理方式を適用していた場合には、取得価額が96,000円となり、10万円未満となりますので、事業の用に供した事業年度で少額の減価償却資産として損金経理すれば、損金の額に算入することが認められます。

なお、一括償却資産の損金算入の対象となる取得価額20万円未満の判定についても上記同様、消費税等の経理処理方式に応じて算定した取得価額により判定することになります。







